

たか大きな疑問であります。なぜそして、この問題の研究に墓碑研究はきわめて重要といえるでしょう。

ローマ帝国期の軍隊に軍医がいたことは間違いがないでしょう。問題は軍医の人数ですが、いろんな数字が推測されています。しかし、少なくとも正規軍団は平均三〇軍団、一軍団の兵士六〇〇〇人ですし、さらに、かなりの人数の補助軍兵士および船の数は多くはないにしても、海軍にもことごとく軍医が配属されていたとすると、軍医の総人数はかなりの人数であったと推測されるでしょう。しかし、共和制時代のカエサル軍には軍医は立証されないし、キケロの著作でも全く言及されていません。つまり、帝国に登場した軍医制度の起源は不明です。軍隊内で負傷した戦友たちの健康を軍隊内で回復させ、再び戦場に参加させるという発想と軍医制度の誕生とは結びついていたのでしょうかし、ローマ帝国下の精神風土の変化も関係していたかもしれません。

我々は帝国の各地で発見された軍医の碑文を通じてのみ軍医の活動をすることができるだけです。

日本史学コース 新川 登亀男

このコメントは、二者の主報告を受けて、日本列島の側から古代の墓誌・墓碑を取り上げ、「書かれた歴史、書かれなかった歴史」の課題に応えようとするものである。なかでも、日本列島の諸性格

からして、中国・唐代の墓誌をめぐる石見清裕氏の報告にかかわるところが多くなっている。

まず、日本列島にみられる墓誌（一部、墓碑を含む）は、ちょうど唐代とも重なる七世紀中葉から八世紀末にはほぼ限定されるものである。これについては、残存や発見をめぐる偶然性に左右されている可能性もあるが、現在における確認資料を踏まえる限り、著しい特徴を示すものと考えられる。墓誌が何のために作られ、その意味はどこにあり、何を記そうとしたのかという基本的な課題は、この限定的な二世紀末満の歴史に宿っていると言えよう。

この間、墓碑よりも墓誌の数が圧倒的に多い。その形態は長方形の銅版に記されたものが多く、中国北魏以来隋唐にかけてみられる石製（蓋つき）の正方形型（行数と各行字数が等しいか近似する）墓誌とは大きく異なっている。ただし、六二三年相当の年紀をもつ法隆寺金堂釈迦三尊像光背銘はいわゆる造像銘であるが、さきのような中国墓誌の正方形型に酷似しており、造像銘として特異であるとともに、件の中国墓誌との関係を早期かつ例外的にうかがわせるものとして注目される。また、七三〇年相当の年紀をもつ美努岡万墓誌は銅製であるが、中国系の墓誌に近いところがある。これは、彼が遣唐使経験者であったこととかかわる特殊例であろう。さらに、七七六年相当の年紀をもつ高屋枚人墓誌は石製（蓋つき）であり、七八四年相当の年紀をもつ紀吉継墓誌は埴製（蓋つき）となる。これら八世紀後半から末にかけての墓誌になって、はじめて中国系の

要素を一部もつ墓誌が複数現れてくるが、それは日本列島でみられる墓誌の終末期に属している。つまり、中国系墓誌の影響がみられるようになった段階は、同時に日本列島での墓誌の最後期でもあったことになる。すると、日本列島の墓誌は、隋唐へ至って完成された中国特有の墓誌系譜とは異なる政治文化の表現であり、産物であったとみなければならぬ。

ついで、墓誌の一種としての骨蔵器銘も存在する。これは火葬の産物であるが、七〇七年相当に没した文祢麻呂や威奈大村の場合を初見とし、八世紀に入ってからのものである。この火葬については仏教とのかかわりを認めるむきがあるが、それは必ずしも適切な理解ではあるまい。少なくとも墓誌の範囲で言うなら、赴任地などで死去し、本貫地などで埋葬する場合、つまり、死者を遠路運んで埋葬する必要から、あらかじめ火葬して骨灰にしておくために流布した局面があったものとみられる。もちろん、それ以外の条件も考慮されなければならないが、埋葬をめぐる被葬者の帰属問題と火葬の不可避性との関係が優先的に問題にされるべきであり、このことは骨蔵器銘の理解にとって必須となる。しかし、それは、骨蔵器銘のみの特殊性ではなく、実は、墓誌一般の性格を尖鋭的に骨蔵器銘が示していると考えたほうがよいであろう。

その他、墓誌の分布については、大和、河内、摂津、山城、そして、山陽道、山陰道、西海道などに及ぶが、数的には大和が最多で、河内がこれに続く。また、大和でも遷都とともに墓誌の所在も移行

する傾向があり、骨蔵器銘は諸道で発見されることが少なくない。なお、碑（墓碑かは不明）は東山道に集中するきらいがあり、南海道にもみられる。ついで、墓誌をもつ被葬者の身分については、平城遷都以前の場合、四々五位相当以上の者に限定されるきらいがあるが、平城遷都以後になると、五位以下の者に広く及ぶようになる。最後に、墓誌は何のために作られるのかということについて触れておきたい。まず、中国の墓誌とは異なり、被葬者の功績をたたえ、文章を飾る長文のものは一部の例外を除いて存在しない。その意味では、「具官姓名之墓」とのみ記せと規定した喪葬令立碑条に叶うことになるが、この規定を遵守したというのではなく、七世紀の墓誌の伝統や文化を受けて令規定が生まれたとみるのが妥当であろう。これを言い換えれば、誰の墓か、だれがここに埋葬されているのかを明示すること自体が大切であり、その破壊や露見を防ぎ、保全を意図したものと言える。その際、長方形の墓誌の基本型が縦一尺、横幅二寸であることは注意してよい。この場合の尺は小尺（天平尺…一尺約三〇cm）とみられるが、実寸とは別に、一尺二寸の札が「黄籍」として中国晋令戸令に規定されていることを想起したい。この令は二六八年の制定であり、七世紀の倭（日本）にどのような結び付きのかを考えなければならぬが、もし、このような「黄籍」の形態との関係が認められるとすれば、日本列島の墓誌出現は、隋唐の墓誌流布とは直接かかわらないところにある戸籍の理解と緊密な関係にあったと言えそうである。